

(様式第1号)

## 管理責任者選定（変更）届

平成 年 月 日

芦屋市 芦屋市長 宛

届出者(申請者)住所.....

氏名.....

対象区域の地名地番.....

建築基準法第86条第 項の規定による認定の対象区域及び建築物の維持管理について、下記の者を管理責任者に定めましたので届け出ます。

### 記

#### 管理責任者

住 所 .....

氏 名 .....

T E L .....

上記の対象区域及び区域内の建築物について、管理責任者として適法に維持管理します。

管理責任者署名.....

※ 管理責任者は、建築主又は対象区域内の土地若しくは建築物の所有者に対し、認定内容を周知するとともに、対象区域及び建築物を適法に維持管理するための措置を講じなければならない。

※ 管理責任者は、各建築物が認定を受けたものである旨を記載した表示板を区域内の適切な位置に設置しなければならない。

(様式第2号)

<p>この区域内の建築物は、建築基準法第86条第 項の規定に基づき芦屋市長の認定を受けたものです。</p> <p>なお、この区域内の建築物の増改築または新たに建築する場合は、同法86条の2の規定に基づく認定を受けなければなりません。</p> <p>・認定年月日 平成 年 月 日</p> <p>・認定番号 第 号</p> <p>・管理責任者 .....</p>	<p>区域全体の配置図</p> <p>〔認定区域及び区域内の通路、建築物等を明示すること。〕</p>
--	--

50 cm以上

30 cm以上

表示盤の材料はプラスチック板、ステンレス板等の耐候性、耐久性がありかつ容易に破損しない材質で、大きさは30cm×50cm以上とする。

(様式第3号)

土地所有権者・借地権者の同意書			
届出者(申請者)住所..... 氏名..... 対象区域の地名地番.....			
上記に係る建築基準法第86条第 項の規定による認定の申請において、 対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画について同意します。			
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名

[注意]

- 1 同意書の「権利の種類」欄は、対象区域内の土地について該当する権利(所有権又は借地権)を記入すること。
- 2 印鑑証明書を別途添付すること。
- 3 土地の公図の写し並びに土地及び建物の登記簿謄本を添付すること。

(様式第4号)

説明等に関する報告書		
届出者(申請者)住所..... 氏名..... 対象区域の地名地番.....		
上記に係る建築基準法第86条の2第1項の規定による認定の申請において、対象区域内の建築物の計画について説明しましたので報告します。		
土地の地名地番	権利の種類	住所
説明日時・場所・方法・説明者		氏名
土地の地名地番	権利の種類	住所
説明日時・場所・方法・説明者		氏名
土地の地名地番	権利の種類	住所
説明日時・場所・方法・説明者		氏名
土地の地名地番	権利の種類	住所
説明日時・場所・方法・説明者		氏名
土地の地名地番	権利の種類	住所
説明日時・場所・方法・説明者		氏名

[注意]

- 1 同意書の「権利の種類」欄は、対象区域内の土地について該当する権利（所有権又は借地権）を記入すること。
- 2 土地の公図の写し並びに土地及び建物の登記簿謄本を添付すること。
- 3 説明方法は、個別訪問、説明会等、実際に行った説明方法について記入すること。
- 4 説明者は、実際に説明を行った者の所属（社名等）、氏名を記入すること。
- 5 説明の際、使用した資料、配布した資料を添付すること。

(様式第5号)

土地所有者・借地権者の同意書			
届出者(申請者)住所..... 氏名..... 対象区域の地名地番.....			
上記に係る建築基準法第86条の5の規定による認定の取消し申請について同意します。			
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名
土地の地名地番		住所	
地目	権利の種類	同意年月日 平成 年 月 日	氏名

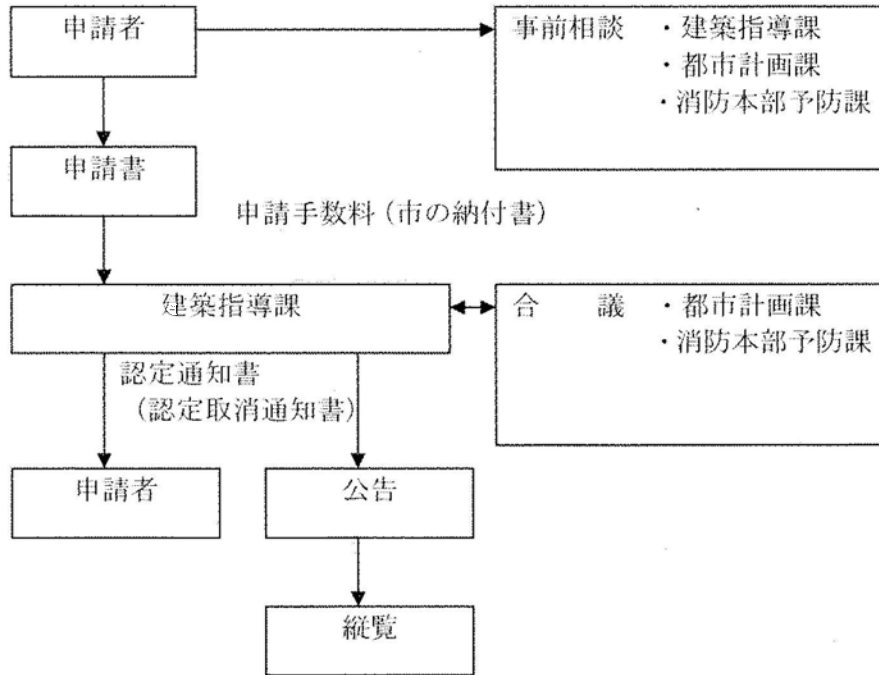
[注意]

- 1 同意書の「権利の種類」欄は、対象区域内の土地について該当する権利(所有権又は借地権)を記入すること。
- 2 印鑑証明書を別途すること。
- 3 土地の公図の写し並びに土地及び建物の登記簿謄本を添付すること。

## 参考 1 必要書類（正副 2 部）

- 1 法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による認定申請
  - (1) 認定申請書（別記第 6 1 号様式）
  - (2) 委任状
  - (3) 省令第 1 0 条の 1 6 第 1 項第 1 号に規定する図書  
付近見取図，配置図，各階平面図，2 面以上の立面図，  
断面図（第 1 項の場合は隣接する 2 以上の建築物を含む。），地盤面算定表  
その他必要により道路等の配置図，日影図，日影形状算定表
  - (4) 省令第 1 0 条の 1 6 第 1 項第 2 号に規定する図書  
認定計画書（別記第 6 4 号様式）
  - (5) 省令第 1 0 条の 1 6 第 1 項第 3 号に規定する図書  
関係権利者（土地の所有権又は借地権を有する者）の同意書（様式第 3 号）
  - (6) 省令第 1 0 条の 1 6 第 1 項第 4 号に規定する図書  
（芦屋市建築基準法施行細則第 1 9 条第 1 項で規定）  
地籍図，申請区域内の土地の登記事項証明書，  
関係権利者が同意書に押印した印鑑証明書
  - (7) 管理責任者選定届（様式第 1 号）
  - (8) その他市長が必要と認める図書
  
- 2 法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による認定申請
  - (1) 認定申請書（別記第 6 1 号様式）
  - (2) 委任状
  - (3) 省令第 1 0 条の 1 6 第 2 項第 1 号に規定する図書  
付近見取図，配置図，各階平面図，2 面以上の立面図，  
断面図（第 1 項の場合は隣接する 2 以上の建築物を含む。），地盤面算定表  
その他必要により道路等の配置図，日影図，日影形状算定表
  - (4) 省令第 1 0 条の 1 6 第 2 項第 2 号に規定する図書  
関係権利者（土地の所有権又は借地権を有する者）への説明図書
  - (5) 省令第 1 0 条の 1 6 第 2 項第 3 号に規定する図書  
（芦屋市建築基準法施行細則第 1 9 条第 3 項で規定）  
地籍図，申請区域内の土地の登記事項証明書，  
省令第 1 0 条の 1 8 に規定する計画書の記載事項の変更内容を示す図書
  - (6) 管理責任者選定届（様式第 1 号）
  - (7) その他市長が必要と認める図書
  
- 3 法第 8 6 条の 5 の規定による認定の取消し
  - (1) 認定取消申請書（別記第 6 5 号様式）
  - (2) 委任状
  - (3) 省令第 1 0 条の 2 1 第 1 項第 1 号に規定する図書  
配置図，各階平面図，2 面以上の立面図，2 面以上の断面図，地盤面算定表  
その他必要により道路の配置図，日影図，日影形状算定
  - (4) 省令第 1 0 条の 2 1 第 1 項第 2 号に規定する図書  
関係権利者の同意書（様式第 4 号）
  - (5) 省令第 1 0 条の 2 1 第 1 項第 3 号に規定する図書  
（芦屋市建築基準法施行細則第 2 0 条で規定する図書）  
地籍図，申請区域内の土地の登記事項証明書，
  - (6) その他市長が必要と認める図書  
関係権利者が同意書に押印した印鑑証明書等

参考2 認定申請等の流れ



参考3 申請手数料

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）別表 3 建設関係(2)による。

参考 平成25年4月1日 現在

名称	内容	金額
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	法第86条第1項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定	1件につき、建築物の数が2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定	1件につき、建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき、建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
複数建築物の認定の取消し申請手数料	第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消し	1件につき、64,000円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額